

恵那市広報紙「広報えな」広告取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の広報紙への広告掲載に関し、恵那市広告掲載取扱要綱（以下「広告要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、広告とは、市の広報紙に掲載する広告のことをいう。

(広告の掲載紙範囲)

第3条 広報紙に掲載する広告は、仕様書に定める掲載回数とする。

(広告掲載枠の売り渡し)

第4条 市は、年間の広告の掲載枠を応札で決定した広告代理店（以下代理店）に売り渡すものとする。
2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認めた場合には、市が公募により直接広告主に広告の掲載枠を売り渡すことができるものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦47ミリ×横83ミリ。
- (2) 色彩 黒色及び市が指定する色の2色

(広告の掲載場所等)

第6条 広告の掲載場所は、表紙と裏表紙を除く紙面の下段とし、当該ページ内での掲載位置は、市長が指定するものとする。

- 2 広告の掲載可能枠数は、4枠とする。
- 3 1号における広告掲載枠の割り当ては、1広告主につき1枠とする。

(広告の掲載期間)

第7条 掲載する広報紙の各号を単位とする。

- 2 市のウェブサイトで公開する広報紙への広告掲載は、行わないものとする。

(広告のデザインと内容)

第8条 広告は次の各号に掲げる事項を遵守したものでなければならない。

- (1) 広告を掲載することができる者及び広告のデザインの内容の範囲は、広告要綱第3条の基準に基づくものとし、広報紙のイメージを損なうことのないものとする。
 - (2) 読者が、広報紙の記事の一部であるかのように混同するおそれがある表現又は市の事業であると錯誤する恐れのある表現は使わないものとする。
 - (3) 広告原稿にイラスト、写真又はロゴなどを使用する場合は、代理店又は広告主において著作権又は肖像権の確認を行い、著作権料等が発生する場合は、代理店又は広告主の負担とする。
 - (4) 文字、イラスト等は鮮明に見えるものとし、文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとること。
 - (5) 背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮すること。
 - (6) 市が指定する色を使用する場合は、華美にならないようにすること。
- 2 市は、広告の欄外に「広告」の文字を明記するものとする。

(広告掲載の申請及び決定)

第9条 広告の掲載を希望する者は、恵那市広報えな広告掲載申請書（別記様式第1号。以下「掲載申請書」という。）に掲載を希望する広告原稿を添えて、代理店を通じて市長に申請するものとする。

ただし、第4条2項の場合は、広告主は掲載申請書に掲載を希望する広告原稿又は広告データを添えて、市長に申請するものとする。

- 2 代理店は、広告主及び広告が広告要綱及び当取扱要領の基準を満たすよう調整すること。
- 3 代理店は、恵那市内の広告主が掲載を希望する場合は、当該広告主を優先すること。ただし、広告主の申し込みの段階で、発行日の2カ月前までに規定の枠に達していない場合はこの限りでない。
- 4 代理店は、広告の配置等を調整し、広告データを完成させて市に提出すること。
- 5 広告主は、年度初回の場合、市税の滞納がないことの証明書及び事業概要が分かる資料を市に提出すること。ただし、「恵那市広報えな広告掲載申請書」の市税納付状況確認欄への同意があれば、市税の滞納がないことの証明書の提出は不要とする。
- 6 4項及び5項の提出期限は、各号の20日前（当該日が土、日、祝日等の閉庁日の場合にあっては、当該日の直前の開庁日）までとする。
- 7 市長は、申請があったときは、広告要綱第6条により広告の掲載の適否を決定し、掲載の可否を決定し、速やかに代理店又は広告主はその旨を通知するものとする。

（広告データの作成及び提出）

第10条 広告データの作成は代理店の負担において行い、広告の内容に関する一切の責任は、代理店が負うものとする。ただし、第4条2項の場合は、この限りではない。

- 2 代理店は、市に広告データを電子メールまたは電子記録媒体により提出するものとする。
- 3 広告データの形式は、jpeg、ai、epsとし、その他の形式については、市と協議を行うものとする。
- 4 広告の規格は、第5条のとおりとするが、縦横比が保たれる場合は、規格より大きいものも可とする。
- 5 市は広告データの修正が必要になった場合は、必要の範囲で修正できるものとする。

（広告の掲載料金）

第11条 広告の掲載料金は、市と代理店の間で締結した契約に基づく額とする。ただし、第4条2項の場合は、市長が別に定める額とする。

（広告掲載料金の納付）

第12条 広告掲載料金は、前納を原則とし、代理店又は広告主は、市長が指定する期日までに市が発行する納付書により一括して納付するものとする。

（広告掲載料金の返還）

第13条 広告の掲載料金は、返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りでない。

（広告掲載の取り消し）

第14条 市長は、広告主が、この要領に違反し、または偽りその他不正な手段による広告掲載の決定を受けた場合には、広告の掲載を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による取り消しにより広告主が受けた損害については、市はその賠償の責めを負わない。

（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

この要領は、平成26年2月1日から施行する。

この要領は、平成26年4月1日から施行する。